

医 第 6 4 5 号

平成 2 6 年 7 月 1 日

千葉市保健福祉局長
船橋市保健所長
柏市保健所長
各保健所長

様

千葉県健康福祉部医療整備課長

(公印省略)

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について

このことについて、平成 2 6 年 6 月 2 5 日付け医政発 0 6 2 5 第 8 号で厚生労働省医政局長から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、下記関係団体あて別途通知していることを申し添えます。

記

公益社団法人千葉県医師会

一般社団法人千葉県歯科医師会

一般社団法人千葉県民間病院協会

公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部





医政発 0625 第 8 号
平成 26 年 6 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について

「診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 226 号)が本日付けで公布・施行されたところである。

この政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1 政令の内容

診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)第 24 条の 2 の規定により、診療放射線技師は、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査を行うことを業とすることができることとされているが、この装置として「核医学診断装置」を新たに加えるものとしたこと。

2 施行期日

平成 26 年 6 月 25 日

